

災害復旧費実地調査に係る留意事項

1 災害復旧費の特徴

(1) 原形復旧の原則

災害復旧費は通常の補助制度と異なり、災害で被災したものとして因果関係が真に認められる箇所を補助対象として査定し、必要最低限度の補修代として交付されるものである。

そのため、原則的に形状、寸法及び材質の等しい「原形復旧」が基本であり、被災経験を踏まえ、耐震等の強化対策を講じることは、災害査定上は認められるものではない。

ただし、原形復旧として認められた額に対して、自己負担を加えて耐震等の強化対策を講じた復旧を妨げるものではない。

災害復旧は原形復旧が原則である為、実地調査の際には復旧の方法についても、それが妥当なものであるかが査定される。

具体的には、復旧工事の範囲が被災箇所以上の範囲となっていないか、復旧工事に用いる材料は被災当時と同等（あるいはそれ以下）の材料が用いられているかが査定される。

(2) 上記により、調査額が80万円（保育所、感染症指定医療機関及、市町村が設置する火葬場及びと畜場については40万円）未満の施設は補助対象にならない。

(3) 調査前着工を行ったもののうち、写真等の資料により被災の事実を確認できないものは、補助対象にならない。

(4) 工事費（対象経費）について

原形復旧が原則であるため工法、形状、寸法及び材質が被災前のものと同等（あるいはそれ以下）であるか、被災以前のもの以上であっても、より経済的であること。

復旧費は、三者以上の合見積の中の一番低い単価により認められる場合が多い。

早急な復旧の必要性等やむを得ない事情により合見積をとれない場合、建物物価単価により認められる場合もある。

以上の手続きがとられずに、一者による価格の場合、掛率を乗じて査定額とする場合がある。

2 協議書の作成（被災状況の記録）について

・被災状況の確認

被災状況の確認は、実地にて行う調査によることになるが、

被災後は速やかに施設運営の再開を図るため、所管局及び地方厚生局と連絡を密にし、必要に応じ応急仮工事を施すとともに、災害復旧工事の早期着工に努めること。

なお、提出に当たっては、当該都道府県（指定都市又は中核市）担当部局の指導のもと写真等により被災状況を的確に記録し、実地調査等に支障を生じないように留意すること。

（災害復旧費事務取扱要領 3 災害復旧事業の早期着工）

調査は原則として実地にて行うものとするが、申請額が二百万円未満の箇所又はやむを得ない理由により実地調査が困難である箇所については、現地福祉事務所等において机上にて調査を行うことができる。この場合には、写真、設計書等により被災の事実、被災の程度等を十分に検討のうえ慎重に採否を決定するものとする。

（実地調査要領 第2調査の方法 （2））

以上の通り、調査前に着工したものや、机上にて調査を行う場合には、写真、設計書等により被災の事実、被災の程度等を判断することになる。この場合には、それらの資料によってのみ採否が判断されることになるため、着工前に被災の状況・程度が十分に確認できる資料の作成が必要となる。

具体的には、写真を撮る際には、一部を抽出するのではなく、被災の範囲全てを撮影し、その長さ、面積等が確認できるように物差しやメジャー等を一緒に写し込む。個数を示すには、写真に直接個数を書き込む。それらの被災箇所は平面図・立面図にも写し取り、長さ、面積、個数等も書き込む等。

壁・床・天井のクラック

写真を撮る際には、長さが確認できるように物差しやメジャー等を一緒に写し込む。平面図・立面図に当該クラックを写し取り、その長さを書き込む。

壁・天井のクロスの破れ

写真を撮る際には、長さが確認できるように物差しやメジャー等を一緒に写し込む。平面図・立面図に当該破れを写し取り、その長さを書き込む。

壁・床・天井のタイル、瓦の割れ

割れたタイル全てが写るよう撮影する。外したタイル・瓦の写真では被災によるものであることを確認できないため、壁・屋根に付いている状態で撮影する。撮った写真には、割れたタイル・瓦の数量が確認できるように枚数を書き込む。平面図・立面図に当該箇所を写し取り、その枚数を書き込む。

舗装のクラック・陥没・剥離

写真を撮る際には、長さ・面積が確認できるようにメジャー等を一緒に写し込む。平面図に当該クラック等を写し取り、その長さ・面積を書き込む。

側溝・集水升の破損

壊れた側溝・集水升等全てが写るよう撮影する。外した側溝・集水升等の写真では被災によるものであることを確認できないため取り外す前の状態で撮影する。撮った写真には、壊れた側溝・集水升等の数量が確認できるように個数を書き込む。平面図に被災状況を写し取り、その個数を書き込む。

擁壁の傾き

写真を撮る際には、被災箇所と一緒に当該箇所おける水平器・水準器等の数値を写し込んだり、分銅をつるして示した垂直との角度を示して撮影したりして、傾きの角度が分かるようにする。平面図には被災状況を写し取り、その角度を書き込む。

ガラスの割れ

割れたガラス全てを撮影する。取り外したガラスの写真では被災によるものであることを確認できないため取り外す前に撮影する。撮った写真には、割れたガラスの数量が確認できるように枚数を書き込む。平面図・立面図に当該箇所を写し取り、その枚数を書き込む。

施設と一体的な設備（空調・給排水等）の破損

破損箇所全てを撮影する。平面図・立面図に当該箇所を写し取る。

地すべり

被災箇所全てを撮影する。平面図・立面図・断面図に当該箇所を写し取り、長さ、面積、体積等を写し取る。

壁・床・天井のクラック

原則として、充填剤を用いた補修による。

壁・床・天井を一旦除いて新たなものを設けるには、相当の理由が必要。

（例えば、配管、配電等の他の復旧工事に伴い、当該壁・床・天井を取り壊さ

ざるを得ない状況にあったため取り壊した。壁・床・天井一面にクラックが入っており、充填剤による補修では構造上強度不足となる。または、つぎはぎで補修するよりも経済的である等。)

壁・天井のクロスの破れ

原則として、クラック部分を最小限で覆うことのできる程度の面積分での張替による。

壁・天井一面を張り替える場合には、相当の理由が必要。

(例えば、配管、配電等の他の復旧工事に伴い、当該壁・天井を取り壊さざるを得ない状況にあったため取り壊し、クロスを張り替えざるを得なかった。壁・天井一面に破れがあり、つぎはぎで補修するよりも経済的である等。)

壁・床・天井のタイル、瓦の割れ

原則として、割れたタイルの枚数分だけ張り替える。周辺の割れていないものを取り外した場合には再利用する。

壁・床・天井・屋根周辺あるいは一面を張り替える場合には、相当の理由が必要。

(例えば、配管、配電等の他の復旧工事に伴い、当該壁・床・天井・屋根を取り壊さざるを得ない状況にあったため取り壊し、全てのタイル・瓦を壊さずに取り除くことができないため、張り替えざるを得なかった等。)

舗装のクラック・陥没・剥離

原則として、クラック・陥没・剥離箇所への充填により補修する。

クラック・陥没・剥離箇所周辺を含めて舗装しなおすには、相当の理由が必要。

(例えば、配管、配電等の他の復旧工事に伴い、当該舗装箇所を取り壊さざるを得ない状況にあったため取りこわし、舗装しなおさざるを得なかった。クラック・陥没・剥離箇所が密集しており、つぎはぎで補修するよりも経済的である等。)

側溝・集水升の破損

原則として、破損した数量分の取替により補修する。周辺の割れていないものを取り外した場合には再利用する。

側溝・集水升一式を全て取り替える場合には相当の理由が必要。

(勾配をとるためなど、一旦取り外す必要があるが、取り壊さずに取り外すことができない場合等。)

擁壁の傾き

原則として、破損した数量分の取替により補修する。周辺の破損していないものを取り外した場合で、強度上問題のないものについては再利用する。

ガラスの割れ

原則として、割れたガラスの枚数分だけ張り替える。周辺の割れていないものを取り外した場合には再利用する。

施設と一体的な設備（空調・給排水等）の破損

同等（あるいはそれ以下）の部品を用いて補修すること。

地すべり

複数の工法を検討し、最も経済的な工法によること。

3 その他

設計管理料等の工事事務費は、工事費の2.6％に相当する額の範囲内で補助対象となる。実際に事務費として支出する見込みがあるなら、計上漏れのないよう注意が必要である。

工事事務費（工事着工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計管理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6％に相当する額を限度とする。）

（交付要綱 別表 算定基準 2 対象経費）